

平成 29年 筑前町議会総務建設常任委員会会議録	
招集年月日	平成 29年 3月 6日 (月)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	平成 29年 3月 6日 (月) 9時 50分
散 会	平成 29年 3月 6日 (月) 10時 15分
出席委員	委員長 石丸 時次郎 委員 横山 善美 委員 山本 一洋 委員 木村 博文 委員 栗野 光雄 委員 川上 康男 委員 田中 政浩
欠席議員	なし
会議事件説明のため出席した者の職氏名	紹介議員 田口 讓司
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 倉掛 俊一 石橋 さやか
付託事件	請願第1号 県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書

議 事 録

総務建設常任委員会

平成29年3月6日（月）

開 会	
委 員 長	ただ今から、総務建設常任委員会を開会いたします。 (9 : 5 0)
委 員 長	<p>これより、本委員会に付託されました請願第 1 号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書」を議題とし、審査を行います。</p> <p>今回、田口議員は、請願者代理人兼紹介議員として出席を求めています。</p> <p>地方自治法第 1 1 7 条により、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については除斥の対象となることから、利害関係人の田口議員は、請願の説明と質疑が終わったら、退出していただきます。</p> <p>これから審議に入ります。</p> <p>まず、本日の出席者をご紹介します。</p> <p>請願者代理人兼紹介議員の、田口讓司議員、担当部局として、農林商工課長、都市計画課長補佐、以上の方々です。</p> <p>お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>次に、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。</p> <p>田口讓司議員</p>
田口議員	<p>説明をしていきたいと思えます。</p> <p>3 ページに請願の要旨というのがありますので、読み上げながら説明していきたいと思えます。</p> <p>行政書士は行政書士の目的である「行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」ため、高度な法的知識及び専門知識を身に着けるべく日々の研鑽を重ね、業務を行っております。また、平成 2 6 年 6 月 2 7 日に公布された改正行政書士法により、所定の研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に関する審査請求、異議申し立て、行政庁に対する不服申し立ての手続きについて代理し、及びその手続きについて官公署に提出する書類の作成も業務とすることができるようになり、行政書士の業務はこれまで以上に高度化、専門化し行政手続きの円滑な実施及び国民の利便向上についての行政書士に対する社会的要請はなお一層高まっているところです。しかしながら、現状は、各種許認可・免許・登録申請及び届出（具体的には、農地転用・開発申請・用途廃止払下げ申請）等に際し、資格を有しない非行政書士が手続きを行っているケースが頻発しております。土地家屋調査士だけの資格ではこれらの業務はできません。</p> <p>筑前町においては、「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができない」とする行政書士法第 1 9 条第 1 項及び行政書士制度の趣旨をご理解いただき、不当な書類作成・提出行為がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓口指導及び具体的な規制を執行されるよう求めるとともに、町民の権利を擁護するために各種申請・届出等に関し、公正で透明感のある行政サービスが行われるよう行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を関係各課に指導されることを請願いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政書士法の趣旨の徹底 2. 行政手続法・行政手続条例の遵守を関係各課に指導してください。 <p>請願の理由</p> <p>私達行政書士は、行政書士法により「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（事実調査に基づく図面類を含む。）を作成し、提出する手続きについて代理し、書類の作成について相談に応じることを業務としております。行政書士は町民と行政のパイプ役として、行政機関の窓</p>

	<p>口において、複雑多様化する行政事務が適正かつ迅速に進められるよう協力するとともに、町民の良きアドバイザーとして県内各地で無料相談を行うなど、行政事務の円滑な推進と町民の利便性の向上に努めております。</p> <p>行政書士でない者は業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことが出来ないものとされ（他の法律に別段の定めがある場合を除く）、これに違反したものは1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることとされております。しかるに、いまだこのことの認識が十分でなく、筑前町において非行政書士活動があとを絶ちません。福岡県行政書士会では、行政書士制度広報月間など年間をとおし違反防止につとめているところではありますが、これらの行為の根絶は至難の業であります。</p> <p>個人のプライバシーや個人情報の保護が強く求められている社会にあつて、無資格者による手続きはそれらの漏洩が危惧され、受理した役所の責任や、書類に関する信頼も損なわれ、町民にもご迷惑をかける恐れがあります。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により上記のとおり請願書を提出します。以上でございます。</p>
委員長	<p>以上で、請願者からの説明が終わりました。</p> <p>次に、関係各課に、窓口業務の現状について説明を求めます。</p> <p>請願書の中ほどに、具体的な届出が例示されていますが、まず、農地転用の提出に関して、行政書士でない人が手続きを行っているケースについて、農林商工課長の説明を求めます。</p> <p>はい。</p>
農林商工課長	<p>農業委員会のほうから報告をさせていただきます。</p> <p>近々の約3カ月間の調査をさせていただきました。</p> <p>まず、行政書士の方が申請されておる分が、12件中6件ということで、半分行政書士の方がされております。</p> <p>それから個人申請が2件、それから個人以外の方でご本人からの委任状付きが3件、残り1件が委任状なしで、いわゆる測量士さんが直接されたというような事案が1件でございます。以上です。</p>
委員長	<p>次に、開発申請の届けに関して、行政書士でない人が手続きを行っているケースについて、都市計画課長補佐の説明を求めます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
都市計画課長補佐	<p>開発申請の届出に関してでございますが、この届出に来られた方が行政書士であるのかないのか、そういったものについて把握はしておらないところでございます。以上でございます。</p>
委員長	<p>以上で、関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第1号に対する質疑に入ります。</p> <p>請願者、当局に対し、ご質疑がありましたらお願いをします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
田口議員	<p>ちょっと説明をしときます。</p> <p>行政書士証票というのがあります。これを提示せんとですね、ちょっと受け付けは、これが身分証明書でございますので、これを見せてもらったらいいと思います。</p> <p>それで行政書士というのは、いわゆるここにも書いておりますように、官公署に対するですね、許認可申請の作成、申請というふうなことでございますので、非常に住民とのパイプ役となって、やるというのがですね、行政書士の役割でございますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>ちょっとこれを見せておきます。これを出さないかんわけです。</p>
委員長	<p>質疑はありませんか。</p>

	横山委員
横山委員	<p>ちょっと2、3質問をいたします。</p> <p>まず、今、担当課のほうから、開発申請に関しては、内容というか、行政書士の方であるかないか把握してないということでしたけれども、じゃあ、何件審査請求があったのか、まずこれをお尋ねをいたします。</p>
委員長	都市計画課長補佐
都市計画課長補佐	<p>ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。</p>
委員長	横山委員
横山委員	<p>続きまして、この請願の要旨の中、それから理由の中にございます。ちょっと揚げ足を取るような感じで申し訳ないんですけども。</p> <p>この中に、他人の依頼を受け、報酬を得てというふうなことがございます。</p> <p>これで、じゃあ単純に、報酬を得なければいいんかいということと、次のページの4行目に業としてということがございますけども、同じようなことだと思いますけども、じゃあ、報酬を受けなければいいのかと。それから、片手間みたいなことで、ちょっと言葉がおかしいかもしれませんけども、じゃあ、それを業務としてないよと、ついでにやってるよと、そういうことがあれば良いのか悪いのかと、ちょっと揚げ足取るような質問で悪いんですけども、お願いをいたします。</p>
委員長	はい。
田口議員	<p>あのですね、例えば行政書士はですね、相続登記はできません。行政書士のですね、項目というのがですね、286の職種があります。</p> <p>何と言いますか、身近なものとしては、いわゆる車庫証明、それから風俗営業とかいろんなものがあります。</p> <p>今質問のように、友だち同士ですね、ちょっと金がないけん、あんたちよとしてやらんかと、そういうことはですね、それはいいんじゃないかろうかというふうに、だから法務局に行ったときにですね、報酬を、生業ですね、それをいただかなければいいですよというアドバイスを受けながらですね、私も助っ人をしております。</p> <p>相続登記はですね、なかなか難しゅうございますけれども、1つの勉強をしたらずつとできますので、今はえらい高いですもんね。それで何とかしてくれんかというふうなことでアドバイスをしながら、いろんなことを資料を作成してやりながら、本人とですね、そのときは本人と窓口に行きます。1人で行って手続きじゃなくして、本人と行って間違いございませんかとかという形でですね、報酬をいただかんというふうな、酒はいただくかもしれませんが、報酬はいただかないというふうな状況でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>木村委員</p>
木村委員	<p>お尋ねします。</p> <p>今、ちょっと関係しますけれども、本来報酬を、業務としてして報酬をいただいたと、しかし資格は持ってなかったということになればですね、提出して、提出した書類というのは、もちろんその担当、出したところがですね、中に不具合がなければ受理したということになると思うんですが、その時点で終わると思うんですが、もしその件に関して問題が発生した場合、例えば裁判になったとかそういうことになると、そういうふうな資格を持った人々が作った書類であると、提出した書類自体が、もうこれは取り消しますということにはなるんですか。</p>
委員長	はい。

田口議員	<p>行政書士のほうから言うそうですね、行政の窓口業務はどうしたかと、どうしておったのかということがですね、問われるような状況になるかと思います。</p> <p>はっきり言って、今質問のような状況は、いわゆる行政と公文書偽造かな、そういう形になろう、最悪の場合はなってくるんじゃないかなろうかというふうなことで、行政書士の場合は、こんなふうな権利で資料は取得しました。こういう発言がありました。こういう資料がどこどこの、土地改良区に行ったら土地改良区でこういうことをしました。そういうのがずっと重なりますからですね、そういう危険な状況にはならないと思います。以上です。</p>
委員長	一木委員
川上委員	<p>所管課にお尋ねしますが、今、都市計画課ではちょっとまだ確認していないということだったし、農業委員会では12件中6件がそういうのがあったかなというふうに聞いたんですが、やはり身分証の提出というのは重要なことだと思うんですが、そこまではしてないわけですか。それは求めているわけですか。そこら辺の確認をお尋ねします。</p>
委員長	農林商工課長
農林商工課長	<p>まず先ほど申しました12件のうち、半分は行政書士を持ってある方が代行してあります。</p> <p>まず、その残りのうち2件についてはご本人申請、それからあと3件につきましては、ご本人以外の方、例えば私が委任状を貰って、私が申請するような形になります。</p> <p>ですから、全く委任状もなしで、ご本人の名前で第三者が申請におみえになった方が1件という形でございます。</p> <p>そのうち行政書士の免許を持ってある方が申請される場合は、大体もうほとんど測量士さんでございます。その測量士さんは、もちろん当初は貰っていますし、後の分については大体もう面識がございます。面識それから名刺です、でも書類をさせていただいておるところでございます。</p> <p>ですから行政書士、それ以外の行政書士さんが直接おみえになられた件数というのはございません。</p> <p>もしそういうことがありましたら、一応うちのほうからもこういうものがございしますので、指導はさせていただいております。</p> <p>なお、全くそういう委任状などなかったら人ですね、その人につきましては、いわゆる測量士さんでございます。</p>
川上委員	<p>そういった場合は本人さんと電話確認とかされて、こういう方がみえてありますが、このことの確認はされておられるのですか。</p>
委員長	農林商工課長
農林商工課長	<p>申し訳ございません。そこまではしておりません。</p> <p>だから、先ほどご質問の中にもございましたように、いろんなトラブルそれから質問等につきましてはですね、この申請に上がっている部分の大部分が、どちらかと言うと権利関係というよりも測量関係、それから設計関係ですね、例えばU字溝を入れてくれたの、ほとんど測量分野に起因するものが多ございますので、不手際と言われれば不手際でございますけど、現在、そこまでの確認まではしていないところでございます。以上です。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
田中委員	<p>そしたらですね、農業委員会にお尋ねします。</p> <p>個人と個人の委任状とその他の1件ということでございますけども、それはもう受け付けはしてあるということによろしいですかね。</p>

委員 長	農林商工課長
農林商工課長	はい。受け付け、それから今の件数につきましては、ほとんどもう処理済みでございます。
委員 長	はい。
田中委員	そういう形で、個人での申請については、全然問題はないよということの理解でよろしいですか。
農林商工課長	はい、結構です。
委員 長	他に、ありませんか。 それでは、これで質疑を終わります。 以上で、請願者からの説明が終わりましたので、田口議員と課長には、退席をさせていただきます。 たいへんお疲れさまでした。 (田口議員 課長退席)
委員 長	それでは、これより討論に入ります。 まず、請願第1号に反対者の反対討論を許します。 (反対討論なし)
委員 長	次に、賛成者の賛成討論を許します。 (賛成討論なし)
委員 長	討論がないようですから、以上で討論を終結いたします。 これより、請願第1号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書」を、採択いたします。 請願第1号は、採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員 長	はい、ありがとうございます。 全員です。 したがって、請願第1号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書」は、採択と決しました。 お諮りします。 ただ今、採択しました請願第1号につきましては、執行部に文書を送付したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員 長	異議なしと認めます。 したがって、請願第1号については、そのように取り扱うこととします。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文と執行部に送付する文書の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員 長	ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。
散 会	
委員 長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を散会いたします。 本日はお疲れさまでした。

(10:15)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

総務建設常任委員長

石丸 晴太郎